

# 登録金融機関業務(国債窓販業務)の廃止の公告

当組合は、令和三年三月三十一日をもって登録金融機関業務(国債窓販業務)を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに登録金融機関業務に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当組合が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和三年二月二十八日

福岡県柳川市上宮永町四二五番地一

柳川農業協同組合

代表理事組合長 新谷 一廣